

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第1回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	海南市 30202
地域名 (地域内農業集落名)	西部地区 (大崎、下津、塩津、海南(藤白、冷水)地区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	749.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	646.1 ha
② 田の面積	1.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	644.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	調査中 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	調査中 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	調査中 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	調査中 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>西部沿岸部に位置し、比較的温暖な気象条件と土地条件に恵まれ、急傾斜地で高品質みかんが生産され、年内と年明け出荷が行われており、また、中晩柑の導入も多くなってきている。おおむね大崎、下津、塩津、海南(藤白、冷水)地区に相当する。下津地区の急傾斜地帯の殆どが果樹園であり、農業関連施設が整備されている。農用地は646.1haで、その利用区分は、農地646.1ha(うち田1.5ha、畑644.7ha)である。</p> <p>大崎地区は、平坦部には住宅地域が開発されつつあるが、農用地については、果樹栽培園地として利用が進められ、スプレーぎく、ばら等の花き類が一部栽培されている。</p> <p>水田転換畑の温州みかんについては、マルチ被覆技術が導入され、高品質化が図られている。</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>広域産地の特徴を活かした作目導入を基本として、不適地園や不良系統樹、老木園の更新を図るとともに、高品質みかんを主軸とした他柑橘との組み合わせによる柑橘専作経営、または、柑橘+施設園芸など高品質生産の柑橘複合経営の推進を図る。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業により貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	43	%	将来の目標とする集積率
			57 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集約による団地数の減少及び団地面積の拡大を進める。(令和17年度)			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。